

日米地位協定に違反した提供訓練区域外での訓練の禁止を求める意見書

在日米軍厚木基地所属の海軍は、去る3月22日午後5時頃、名護湾でヘリコプター2機によるつり下げ訓練を実施した。米海軍は訓練の実施を認め、「訓練に参加したのは第12海上戦闘飛行隊に所属する米海軍のMH60Sヘリコプターだ」と回答した。訓練当時、ヘリコプター2機は、約1時間にわたって低空で名護湾上空を旋回し、海面から10メートルほど上空でホバリングをしていた。1機は海面すれすれまで近づいて水しぶきを上げた後、若干高度を上げて人のようなものを海面からロープで引き揚げていた。

日米地位協定は米軍航空機が基地間を移動することは認めているものの、訓練の実施は提供区域内に限定している。日米合意では、提供区域内で訓練する場合は使用期間などについて日本側に事前に通告することになっているが、今回はそれが行われていなかった。さらに現場は刺し網漁の網が設置されている場所であり、事故や危険を回避するためには事前連絡が必要不可欠だが名護漁業協同組合に連絡はなかった。民間人の安全を確保するための仕組みを無視して訓練を行ったことは、大変遺憾である。

日米合同委員会は、米軍航空機の飛行については国際民間航空機関（ICAO）や日本の航空法で規定された最低安全高度基準と同様の高度規制を米軍が適用することで合意しており、人家のない地域では150メートル以上を飛行することになっているが、それも守られてはいなかった。

米軍のつり下げ訓練については、令和3年5月21日、米軍ヘリ1機が名護市辺野古の国立沖縄工業高等専門学校周辺の上空で米兵8人をロープでつり下げて訓練を行う様子が確認されたが、いまだにその詳細な経緯について十分な説明は得られていない。また、県内においては過去につり下げ訓練中に物体を落下させた事故が発生しており、人命に関わる重大事故につながりかねず、地域住民は大きな不安を抱いており、今回の訓練は到底容認できるものではない。

よって、名護市議会は市民の生命・財産、安全及び平穏な生活を守るため、下記の事項について強く求める。

記

- 1 日本政府は、今回の日米地位協定に違反した訓練について事実関係を確認し、米軍に対し強く抗議すること。
- 2 日米地位協定に違反した提供訓練区域外での訓練は禁止すること。
- 3 日米地位協定の抜本的改定を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年3月28日

沖縄県名護市議会

宛先 内閣総理大臣、外務大臣、防衛大臣、外務省特命全権大使（沖縄担当）、
沖縄防衛局長